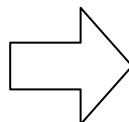


# 母子家庭等高等技能訓練 促進費等事業

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが、就労に有利な資格取得のため修業する場合に、高等技能訓練促進給付金を支給します。また養成機関修了後に、高等技能訓練修了支援給付金を支給します。



## 対象となる資格

- ① 看護師（准看護師を含む）
- ② 介護福祉士
- ③ 保育士
- ④ 理学療法士
- ⑤ 作業療法士
- ⑥ 歯科衛生士
- ⑦ 美容師
- ⑧ 社会福祉士
- ⑨ 製菓衛生師
- ⑩ 調理師
- ⑥ その他安芸高田市長が必要と認める資格

## 支給対象

安芸高田市内に住所を有するひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方

- ① 20歳未満の子どもを扶養している方
- ② 児童扶養手当の受給者、又は同等の所得水準にある方
- ③ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ④ 就業又は育児と学業の両立が困難であると認められる方
- ⑤ 過去にこの事業による訓練促進費等と趣旨を同じくする給付を受給していない方

## 支給期間及び支給額

	高等技能訓練促進費	入学支援修了一時金
支給期間	修学期間の全期間（上限3年）	修了日を経過した以後、請求により一度の支給
支給金額	世帯の市民税課税状況により下記の区分を決定します。 ○非課税世帯 月額 100,000円 ○課税世帯 月額 70,500円	世帯の市民税課税状況により下記の区分を決定します。 ○非課税世帯 月額 50,000円 ○課税世帯 月額 25,000円

## 手続き

☆支給申請前に事前相談が必要です。

※事前相談時には、養成機関の資料を持参してください。

## 《お問い合わせ先》

安芸高田市役所 福祉保健部

子育て支援課 児童福祉係

TEL:0826-47-1283